

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年4月10日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	6号機	原子炉建屋地階の残留熱除去系熱交換器(B)室内において、海水系配管に設置された点検中の海水出口弁の開放部から水のリーク(約1050リットル・非放射性)が認められたため、原因調査及び対応検討	4月10日公表済(PDF103kB)

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	循環水ポンプ(A)軸潤滑用他給水電磁弁(SV-208)において、駆動部の開動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	
2	1号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A)において、グランドシール部よりリーク水量の増加が認められたため、当該部を点検・調整	
3	2号機	原子炉建屋床ドレンサンプ(A)系において、サンプピット内の汚れ(ヘドロ状の汚泥物)が認められたため、サンプピット内を清掃	
4	3号機	活性炭ホールドアップ建屋トレンチ内の漏えい検出器流入配管(2本)において、フランジ部(2箇所)に水のにじみが認められたため、フランジ部を点検・修理	
5	3号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク(C)のレベル指示計において、指示不良(変動・不安定)が認められたため、レベル指示計を点検・校正	
6	4号機	非常用ディーゼル発電機(4A)室ストームドレンサンプポンプの出口逆止弁(V-82-49)において、動作不良(スティック)が認められたため、当該弁を点検・修理	
7	6号機	所内ボイラばい煙自動測定器(CNT-P61-080/081)の点検時、検出センサーのカバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
8	6号機	制御棒駆動水圧ユニット(HCU18-35)において、正常圧力にもかかわらず「アキュムレータ異常」の表示ランプが点灯しているため、圧カスイッチを点検・修理	
9	6号機	復水ろ過装置逆洗水受タンクの点検時、配管取合フランジ部等(4箇所)に水のにじみが認められたため、当該フランジ部を修理	
10	6号機	残留熱除去海水ポンプ(A)モータ冷却水ストレーナ出口側圧力計元弁(V-3-12V305-505)において、動作不良(閉固着)が認められたため、当該弁を点検・修理	
11	6号機	原子炉再循環MGセット補機冷却海水系熱交換器(A)のベント弁(V-7-45V4-3A)・フロー弁(V-7-45V4-2A)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
12	6号機	純水移送ポンプ(B)の点検時、インペラとシャフト間の間隙測定値に許容値超えが認められたため、シャフトを交換	
13	その他	使用済燃料共用プール設備キャスク搬送台車(車上)監視用モニタの点検時、カメラ制御用ケーブルの断線が認められたため、当該ケーブルを交換	
14	その他	電離箱式測定器(ICW-79)の貸出前点検時、測定不能が認められたため、当該測定器を修理	
15	その他	電離箱式測定器(ICW-26)の使用前点検時、測定不能が認められたため、当該測定器を修理	
16	その他	電離箱式測定器(ICW-84)の定期点検時、測定不能が認められたため、当該測定器を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで